

合併公告

令和8年5月20日

債権者各位

東京都港区東新橋二丁目3番3号
株式会社ミライト・ワン・システムズ
代表取締役社長 田村 亮彦

当社（以下「乙」という）は、令和8年10月1日を効力発生日として、株式会社ミライト・ワン（本店所在地：東京都港区虎ノ門二丁目2番3号、以下「甲」という）を存続会社、乙を消滅会社とする吸収合併を行い、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので、公告いたします。

なお、甲は会社法第796条第2項の規定に基づき、乙は同第784条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定いたしました。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この吸収合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

- (甲) 金融商品取引法に基づく有価証券報告書提出済
- (乙) <https://www.mirait-one-systems.co.jp>

以上